

交 規 第 3 5 0 号

平成17年3月8日

埼玉県警察本部長

交通事故等による交通安全施設損傷事案取扱要領の制定について（通達）

この度、交通事故による損傷等により交通信号機、道路標識その他の公安委員会が設置する交通安全施設を緊急に整備する必要性が生じた場合の手続を明確にしたことに伴い、交通安全施設損傷事案取扱要領（平成13年埼例規第24号・交規）の全部を別添のとおり改正し、平成17年3月9日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにしたい。

別添

交通事故等による交通安全施設損傷事案取扱要領

第1 趣旨

この要領は、交通安全施設に交通事故や経年による損傷のため緊急に原状回復を図る必要が生じた場合、警察署長の権限による交通規制の実施など緊急に交通安全施設を整備する必要が発生した場合等の適正な事務手続に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ定めるところによる。

(1) 交通安全施設

交通信号機、道路標識、車両感知器、交通情報板その他の埼玉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が設置する交通安全施設及びこれらに付随する施設をいう。

(2) 損傷事案

交通事故、災害、腐食その他の事由により交通安全施設に損傷が生じた事案をいう。

(3) 緊急修繕

損傷事案による損傷その他の理由により交通安全施設を緊急に修繕することをいう。

(4) 更新修繕

緊急修繕以外の交通安全施設の修繕をいう。

第3 事案認知時の措置

警察官は、損傷事案を認知したときは、速やかに臨場し、交通整理、路上散乱物の撤去等の安全対策を講じ二次的災害の発生を防止する措置をとるとともに、損傷の程度その他の必要な事項を、直ちに当該損傷事案が発生した場所を管轄する警察署長（以下「署長」という。）に報告するものとする。

第4 路側式道路標識（以下「路側標識」という。）以外の交通安全施設に係る損傷修繕手続

1 修繕依頼

(1) 緊急修繕

前記第3の報告を受けた署長は、路側標識以外の交通安全施設が次のいずれかに該当し、緊急修繕を要すると認めたときは、直ちに損傷の程度を調査し、交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）あて電話等で速報するとともに、速やかに交通安全施設損傷事案発生報告書（別記様式第1号。以下「発生報告書」という。）に、交通

事故事件受理簿（交通事故事件捜査要領（昭和39年埼例規第46号・交一（別記様式第3）
又は物件交通事故事件受理簿（物件交通事故の取扱要領（昭和44年埼例規第38号）様式
1）の写し及び損傷状況を明らかにする資料を添付して、交通規制課長あて送付し、修
繕依頼すること。この場合において、発生場所、損傷した交通安全施設の種類、損傷部
位、損傷程度等について正確に報告するとともに、可能な限り写真撮影を行うなど、状
況を明らかにしておくこと。

ア 交通の安全と円滑に著しい障害となる損傷が生じている場合

イ 倒壊の危険が認められる場合

ウ 当事者が判明している場合

(2) 更新修繕

前記第3の報告を受けた署長は、交通安全施設の損傷の程度等から更新修繕に該当す
ると認めるときは、速やかに発生報告書に、交通事故事件受理簿又は物件交通事故事件
受理簿の写し及び損傷状況を明らかにする資料を添付して、交通規制課長あて送付し、
修繕依頼すること。この場合において、発生報告書には、当事者の対物保険の加入状況
（加入保険会社名（サービスセンター名）、契約保険金額、保険証番号等、未加入の場
合はその旨）を必ず記載すること。

2 緊急修繕の実施

- (1) 前記1(1)の速報を受けた交通規制課長は、速やかに総務部財務局施設課長（以下「施
設課長」という。）に修繕依頼を行うこと。
- (2) 施設課長は、前記(1)の修繕依頼に基づき、修繕の発注を行うこと。
- (3) 署長は、緊急修繕の実施に当たっては、現場に署員を立ち合わせ、交通整理を実施し、
及び修繕の終了を確認させること。この場合において、緊急修繕が終了した旨を交通規
制課長あて通報すること。

3 更新修繕の実施

- (1) 前記1(2)の修繕依頼を受けた交通規制課長は、必要により課員を現場に派遣して損
傷内容等を確認の上、施設課長に修繕依頼を行うこと。
- (2) 施設課長は、前記(1)の修繕依頼に基づき、修繕の発注を行うこと。

第5 路側標識に係る損傷修繕手続留意事項

1 修繕依頼

(1) 損傷事案による緊急修繕

前記第3の報告を受けた署長は、路側標識が次のいずれかに該当し、緊急修繕を要すると認めるときは、緊急修繕の発注及び埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）の規定により歳入の手続を行うこと。

- ア 交通の妨害となっている場合
- イ 倒壊の危険が認められる場合
- ウ 視認性が阻害されている場合
- エ 当事者が判明している場合

(2) 損傷事案によらない緊急修繕

前記第3の報告を受けた署長は、前記(1)による場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、緊急修繕の発注を行うこと。

- ア 交通規制に関して公安委員会の管理瑕疵が問われるおそれがある場合
- イ 電柱、N T T柱等に共架し、又は行政財産、民地等に設置されているなど設置場所を借用して設置している場合で、緊急に移設等の措置の必要が生じているとき
- ウ 警察署長権限で行う交通規制を実施する場合
- エ 一時停止及び指定方向外進行禁止の交通規制の廃止に関する公安委員会の意思決定があった場合

(3) 更新修繕

前記第3の報告を受けた署長は、路側標識の損傷の程度等から更新修繕に該当すると認めるときは、埼玉県警察情報管理システムによる交通管理業務実施要領（平成17年交企第817号）第2(3)に規定する交通規制情報管理機能のうち交通規制管理業務（以下「交通規制管理業務」という。）により必要事項を登録して、交通規制課長あて修繕依頼を行うこと。

2 緊急修繕の実施

(1) 前記1(1)又は(2)に該当する場合には、署長は、直ちに臨場し、発生報告書及び路側式道路標識修繕箇所位置図（別記様式第2号）、工事箇所別修繕内容図（別記様式第3号）を作成すること。

(2) 署長は、路側式道路標識修繕箇所位置図及び工事箇所別修繕内容図を元に交通規制管理業務により直ちに必要な書類を作成し、発注を行うこと。この場合において、当事者

が判明している場合は、当事者ごとに発注を行うこと。

3 更新修繕の実施

修繕依頼を受けた交通規制課長は、前記第4の3により、施設課長に工事契約依頼を行うこと。

4 報告

署長は、路側標識の損傷事案の取扱い状況を月ごとに取りまとめ、路側式道路標識損傷事案取扱状況（月報）（別記様式第4号）により、翌月10日までに交通規制課長あて報告するものとする。ただし、第6の2(4)に係る報告については、この限りでない。

第6 当事者に対する措置

1 当事者が判明している場合

署長は、損傷事案の発生を認知した場合において、当該損傷事案を起こした者（以下「当事者」という。）が判明しているときは、次の措置をとるものとする。

- (1) 現場において誓約書（別紙1（記載例））を参考に速やかに復旧修繕費支払についての誓約書を作成させ、その写しを交通規制課長あて送付すること。ただし、路側標識に係るものである場合は、交通規制課長への送付は要せず、署長が保管すること。

なお、当事者が複数である場合は、すべての当事者についてそれぞれ誓約書を作成させること。

- (2) 前記(1)の場合において、当事者が誓約書の作成を拒否した場合は、その理由を交通安全施設損傷事案調査結果報告書（別記様式第5号。以下「調査結果報告書」という。）により交通規制課長あて報告すること。ただし、路側標識に係るものである場合は、交通規制課長への送付は要せず、署長が保管すること。

- (3) 当事者と示談交渉を行い、示談が成立した場合は、示談書（別紙2（記載例））を参考に示談書を作成して、その内容を明確にすること。この場合において、示談交渉には、交通課長、課長代理又は交通規制担当係長が当たることとし、当事者の復旧修繕費用支払い能力等を精査の上、示談内容の履行に疑義がある場合は、交渉状況をその都度署長に報告すること。

- (4) 示談書に記載する支払期日は、示談日の翌日から起算して30日目を記載し、路側標識以外の修繕費用については、施設課長あて照会すること。

- (5) 当事者との交渉の結果、示談が成立した場合は、交通安全施設修繕費用歳入依頼書

(別記様式第6号)に示談書を添付の上、施設課長あて送付すること。ただし、路側標識に係るものである場合は、施設課長への送付は要しない。

- (6) 前記(3)の場合において、示談が成立しない場合、当事者が対物保険に未加入である場合、盗難車両により損傷事案を起こした場合その他の特異な損傷事案である場合等で当事者の支払能力に疑義があるときは、示談交渉の経緯、不成立の理由、当事者の収入、資産等の調査結果等を調査結果報告書により交通規制課長あて報告すること。ただし、路側標識に係るものである場合は、交通規制課長への送付は要せず、署長が保管すること。

なお、特異な損傷事案とは、当該損傷事案が事件性の強いものである場合、当事者が否認している場合等、優先させるべき捜査等がある場合をいう。

2 当事者が判明しない場合

署長は、損傷事案の発生を認知した場合において、当事者が判明しないときは、次の措置をとるものとする。

- (1) 発生報告書の当事者名欄を「当事者不明」として報告し、速やかに当事者の調査を行うこと。
- (2) 調査の結果、当事者が判明したときは、直ちに誓約書を作成させ、前記1の手続を行うとともに、調査結果報告書により交通規制課長あて報告すること。ただし、路側標識に係るものである場合は、交通規制課長への送付は要せず、署長が保管すること。
- (3) 調査の結果、当事者が判明しないときは、あて逃げ事件として捜査を行うこと。
- (4) 捜査を継続し、1か月を経ても当事者が判明しないときは、その旨を調査結果報告書により交通規制課長あて報告すること。ただし、路側標識に係るものである場合は、交通規制課長への送付は要せず、署長が管理すること。

3 交通規制課長の措置

交通規制課長は、調査結果報告書を受理したときは、事案の内容によりそれぞれ主管する所属長とその対応について協議するものとする。

4 施設課長の措置

- (1) 施設課長は、前記1(5)により署長から送付された交通安全施設修繕費用歳入依頼書に基づき、埼玉県財務規則の規定により歳入の手続を行うものとする。
- (2) 施設課長は、歳入手続を行った後、納入義務者が所在不明等で、指定された期限を過

ぎても納入されない場合は、歳入依頼を行った署長に調査を依頼することができる。

第7 監督員及び検査員

1 監督員の指定

発注する工事の適正かつ円滑な実施の推進を図るため、次により監督員を指定するものとする。

(1) 路側標識以外の交通安全施設

交通規制課長は、総括監督員に交通部交通規制課課長補佐を、監督員に同課員をそれぞれ指定すること。

(2) 路側標識

署長は、総括監督員に交通課長又は課長代理を、監督員に交通規制担当係長又は主任をそれぞれ指定すること。

2 総括監督員及び監督員の任務

(1) 請負者が提出した工事工程表に基づき工事の進ちょく状況を把握し、遅延のおそれがある認められるときは、請負者に工期を厳守するよう指導するとともに、その旨を警察署長に報告すること。

(2) 請負者から工事完成通知書が提出されたときは、工事施工に関する書類及び現場確認を行うこと。

(3) 請負者に次に掲げる関係書類の提出を徹底させること。

なお、工事写真は、「埼玉県土木工事写真作成要領」を基準として、施工前、施工中、施工後の3枚（黒板を入れたもの）を1組として、すべての工事箇所について提出させること。

ア 現場代理人等通知書

イ 工事工程表

ウ 工事写真

エ 工事完成通知書

オ その他

3 検査員の指定

完成した工事について検査を行わせるため、次により検査員を指定するものとする。

(1) 路側標識以外の交通安全施設

施設課長は、検査員に総務部財務局施設課員を指定すること。

(2) 路側標識

署長は、検査員に会計課員を指定すること。

4 検査員の任務

請負者から工事完成通知書が提出されたときは、工事完成検査を行うこと。この場合において、検査員の行う工事完成検査には、原則として監督員が立ち会うこととし、双方連絡を取り合い協力して実施すること。

第8 修繕の契約

施設課長及び署長は、年度当初に交通安全施設（署長にあつては路側標識に限る。）の損傷修繕に必要な契約を行うものとする。

実施日

この例規通達は、平成17年3月9日から実施する。

実施日（平成17年12月28日交企第824号）

この例規通達は、平成18年1月1日から実施する。ただし、第12の改正規定は、平成18年4月1日から実施する。

実施日（平成19年9月25日務第2537号）

この通達は、平成19年10月1日から実施する。

実施日（平成31年3月29日務第827号）

この通達は、平成31年4月1日から実施する。

別記様式第1号 (第4関係)

A	B	C	D	E	F	G	H	I

交通安全施設損傷事案発生報告書

年 月 日

殿

警察署

整理番号							
発 生 日 時 等	発生日時	年 月 日 午前(後) 時 分 ころ					
	発生場所	(交差点)					
	種類	信号機・道路標識 (灯火・反射・可変・路側) ・その他 ()					
	管理番号	信号機 (-) 道路標識 (-)					
	破損状況	<input type="checkbox"/> 信号柱 (コンクリート) 折損・傾斜・ひび <input type="checkbox"/> 信号柱 (鋼管) 折損・傾斜・凹損 <input type="checkbox"/> 灯器 (車灯・歩灯) <input type="checkbox"/> 制御機 () <input type="checkbox"/> 押ボ箱 <input type="checkbox"/> ケーブル <input type="checkbox"/> 感知器 <input type="checkbox"/> パイプ類 <input type="checkbox"/> 大型標識柱 (折損・傾斜・凹損) <input type="checkbox"/> 標識板 () <input type="checkbox"/> その他 ()					
	速報日時	年 月 日 時 分					
	速報者名	警察署 (隊) 課 (係) 階級					
当 事 者 (一)	運転者	氏名				電話	
		車両番号				携帯電話	
	勤務先	所在地					
		会社名 (雇用主等)				電話 携帯電話	
	対物保険 (任意)	有・無 万円	保険会社名 (サビセンサー名)			担当・電話	・
		保険証番号			免責額	円	
当 事 者 (二)	運転者	氏名				電話	
		車両番号				携帯電話	
	勤務先	所在地					
		会社名 (雇用主等)				電話 携帯電話	
	対物保険 (任意)	有・無 万円	保険会社名 (サビセンサー名)			担当・電話	・
		保険証番号			免責額	円	
備考							
復 旧 状 況	業者名				着手	月 日 時 分	
	担当者	交規 警察署	施設 課			完了	月 日 時 分 ・仮復旧 ・完全復旧 いずれかに○

- (注) 1 太枠内は、警察署で必ず記入する。
 2 交通事故による損傷の場合は、交通事故原票の謄本を添付すること。
 3 当事者(一)は、交通事故原票の甲を、当事者(二)は、乙をそれぞれ記入する。
 4 当事者が3人以上の場合は、氏名、対物保険加入状況等を記載した用紙を添付する。

別記様式第2号（第5関係）

路側式道路標識修繕箇所位置図

番 号	
補修場所	
位置図	
備 考	

- (注) 1 番号欄は、工事箇所別補修内容図（様式1）の○番号を記入し、見取図上の該当する位置に○番号を記入して補修場所を示すこと。
2 補修場所の目標物となる官公庁及び公共施設等の著名な建物を記入すること。

別記様式第3号 (第5関係)

工事箇所別修繕内容図

整理番号

一連番号		一連番号	
設置場所		設置場所	
柱		支柱	長 短
共架対象	共架金具	号	組
一連番号		一連番号	
設置場所		設置場所	
柱		支柱	長 短
共架対象	共架金具	号	組

整理番号

年 月 日

交通部交通規制課長 殿

警察署長

路側式道路標識損傷事案取扱状況（月報）

みだしのことのうち 月分の取扱状況について、次のとおり報告する。

記

1 損傷事案等取り扱い状況

件 名		取扱い標識数(本)	備 考	
管 理 瑕 疵 関 係	交通事故等による損傷	当 事 者 有		
		当事者不明		
	経年腐食による倒壊の危険			
	視認性の阻害			
	表示内容の不一致			
	その他			
小 計				
占用・借用物件等への設置標識工事				
署長権限による交通規制				
交通規制の廃止に伴う標識工事				
そ の 他				
合 計				

2 歳入状況

納入通知書発行数		月 計	年度累計
		件	件
	納 入 件 数	件	件
	未 納 件 数	件	件

整理番号

第 号

年 月 日

交通部交通規制課長 殿

警察署長

交通安全施設損傷事案調査結果報告書

みだしのことについては、次のとおり報告する。

記

- 1 発生日時 年 月 日 午前(後) 時 分 ころ
- 2 発生場所
- 3 損傷物件
- 4 報告事項（該当事項の□にレ印を記入する。）
 当事者判明等 当事者の支払能力等 示談関係 その他
- 5 調査結果等

整理番号

第 号

年 月 日

総務部施設課長殿

警察署長

交通安全施設修繕費用歳入依頼書

下記の損傷事案について、別添のとおり示談が成立したので、みだしの手続を依頼する。

記

- 1 発生日時
- 2 発生場所
- 3 損傷物件
- 4 納入義務者名
- 5 請求先

別紙1（記載例）

誓 約 書

年 月 日 午前（後） 時 分 ころ 警察署管内
市 町 丁目 番地 号（ 交差点）において
発生した、埼玉県所有の交通安全施設（交通信号機、道路標識、車両感知器、交通情報
板、自動起動式発動発電機等）の損傷事故に対する復旧修繕費用につきましては、事故当
事者間で相談の上、責任をもって支払うことを誓約いたします。

万一、この誓約書に違反した場合は、いかなる処置をとられても異議のないことを申し
添え、後日の証として、本書を提出いたします。

年 月 日

〇〇警察署長 殿

本 人

住 所

氏 名

印

生年月日

電話番号

携帯電話

雇用主又は保護者

住 所

氏 名

印

生年月日

電話番号

携帯電話

別紙2（記載例）

示 談 書

事故当事者

甲（施設管理者） さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
埼 玉 県
上記代表者
〇〇市〇〇二丁目〇〇番〇号
〇 〇 警 察 署 長

乙（当事者） 〇〇市〇〇町一丁目〇〇番〇号
〇 〇 〇 〇

丙（乙の雇用者） 〇〇市〇〇町一丁目〇〇番〇号
〇〇〇(株) 代表取締役 〇〇〇〇

事故発生年月日 △△ 〇〇年〇〇月〇〇日 午前〇〇時〇〇分ころ
事故発生場所 〇〇市〇〇町1丁目〇〇番〇号先 県道〇〇線〇〇交差点
事故状況 上記日時場所において、乙は甲の管理する交通安全施設（
）に衝突し、これを破損させたもの。

本件事故に関して、事故当事者協議の結果、次のとおり示談が成立しました。

示談内容

乙及び丙は、甲に対し損害賠償として 金 〇〇 円 の支払い義務あることを認め、これを△△〇〇年〇〇月〇〇日までに甲の指定する納入通知書により金融機関へ払い込み支払う。

甲と乙、丙は、上記支払が完済された後は本件事故による交通安全施設破損に伴う損害賠償に関しては互いに裁判上又は裁判外において一切異議申し立て、請求及び訴えの提起等をしないことを確約いたします。

△△〇〇年〇〇月〇〇日

甲（施設管理者） さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
埼 玉 県
上記代表者
〇〇市〇〇二丁目〇〇番〇号
〇 〇 警 察 署 長 印

乙（第一原因者） 〇〇市〇〇町一丁目〇〇番〇号
〇 〇 〇 〇 印

丙（乙の雇用者） 〇〇市〇〇町一丁目〇〇番〇号
〇〇〇(株) 代表取締役〇〇〇〇 印